

## 国登録有形文化財

### きゅうあざみ け じゅうたくてん ぼけんおもや 「旧 苧家住宅店舗兼主屋」

#### 苧家とは

苧家は江戸時代に城下町、宿場、野馬会所の地として栄えた旧酒々井宿にあり、明治時代中期以前に建てられた佐倉街道（成田街道）の景観を形成する象徴的な建物です。

苧家は明治 27（1894）年の『千葉県博覧図』には「醤油醸造」、「本店」、「苧吉五郎」として掲載されていますので、建てられたのは明治 27 年以前であること、醤油の醸造を行っていた本店で、当主は苧吉五郎であったことがわかります。

また明治 33（1900）年の同家の家相図には茶製所が描かれていることから、醤油と茶の製造販売を行い、東京日本橋で茶を販売していたこともわかります。

当主である苧吉五郎が家業の拡大に合わせ、豪壮な店舗兼主屋を建てたのでしょう。この頃、苧吉五郎は 2 代目の酒々井町長を務めています。

#### 町文化財から国文化財へ

苧家は県立房総のむら「下総の商家」のモデルであり、千葉県景観計画でも「成田街道」の景観例として取り上げられていた建築物でした。

酒々井町では平成 27（2015）年に店舗兼主屋、土蔵などを町登録有形文化財に登録していましたが、平成 30（2018）年に所有者である苧崇一氏からの寄附を受けたことから保存活用のため文化庁へ国登録有形文化財として申請し、登録が決定しました。今回の登録申請は店舗兼主屋の 1 棟 1 件で、登録名称は「旧苧家住宅店舗兼主屋」となりました。

#### 建物について

建物は道路に面し店舗と主屋は曲屋形状となっています。

店舗は土蔵造の二階建て棧瓦葺、一階に畳敷きの「ミセ・店」と通路を隔て土間が二室、太い柱や摺り上げ戸などが設えられ、二階は明治後半に改修し、床構え付きの広い座敷と納戸となっています。

主屋は土間と座敷二間が土蔵と並んで設けられ、廊下を回した書院床の間構えの座敷が奥にあります。鴨居に釘隠し、雨戸に雨戸回しなど見られます。

主屋と土蔵はそれぞれ独立した壁で仕切られ、漆喰の大戸から出入りするようになっています。

江戸後期に遡る、大店商家の上質な建築様式が見られます。

## 保存と活用に向けて

登録有形文化財は「保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物」とされており、「旧蒔家住宅」が旧酒々井宿の歴史文化資源の中核であることから町の文化振興や観光資源としての利活用を検討します。

## 登録有形文化財（建造物）について（文化庁 HP より引用）

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。



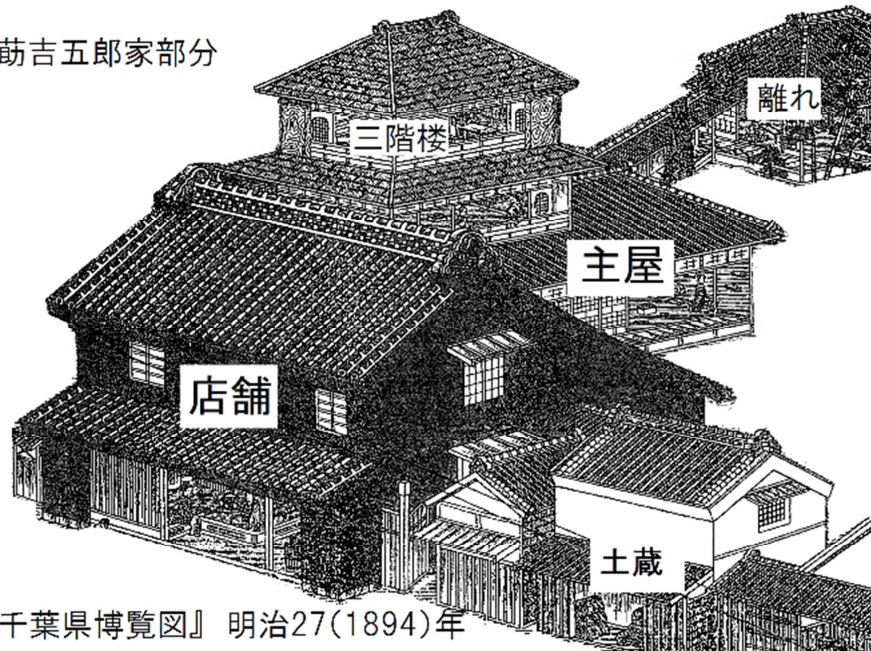
「旧蒔家住宅店舗兼主屋」正面西から

土蔵造瓦葺店舗、右に添蔵、左にレンガ塀



「旧勘家住宅店舗兼主屋」正面北から

勘吉五郎家部分



『千葉県博覧図』 明治27(1894)年

今回登録されたのは店舗と主屋  
※三階楼と離れは現存しません